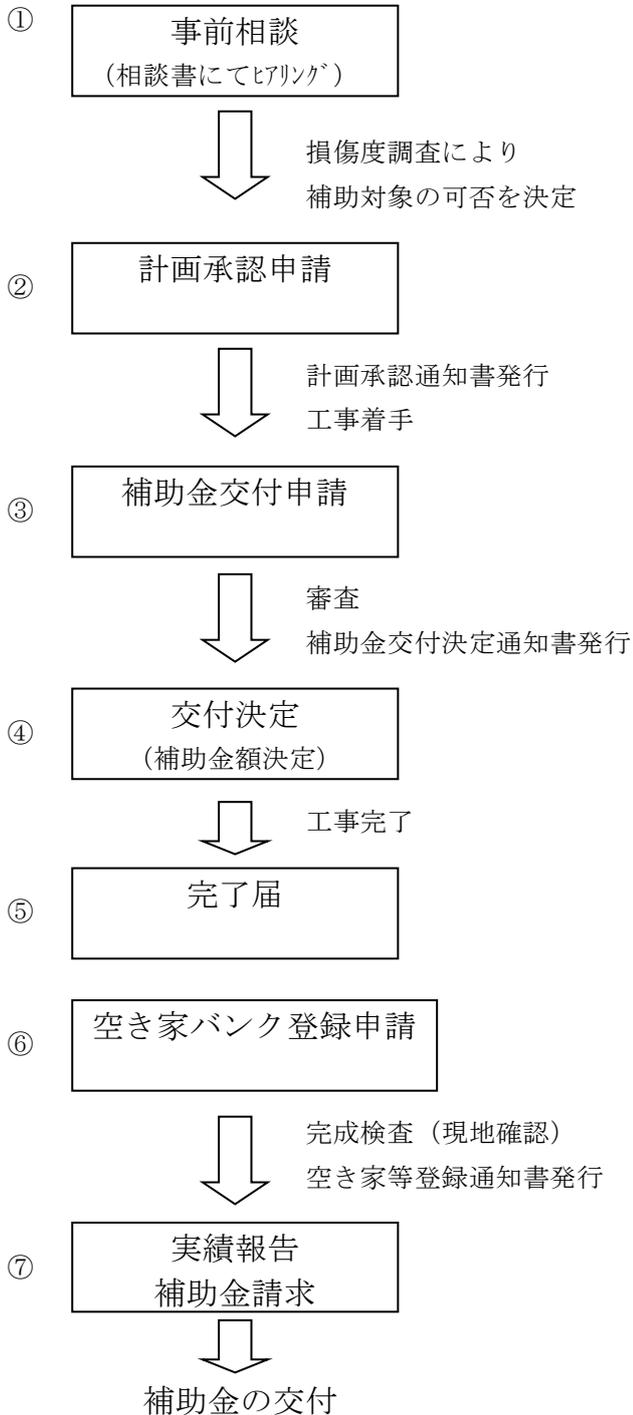


入善町住まい・まちづくり推進事業

空き家バンク活用促進事業手続き
フローチャート

◆ 空き家所有者 老朽危険家屋解体補助



● 申し込み条件

1. 解体後の空き地を空き家バンクに登録するもの。
2. 解体後の空き地を適正に維持管理できるもの。
3. 建築物及び土地に物権又は賃借権が設定されていないこと。
4. 建物の過半が昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工したもの。
5. 建物の所有者が市町村税を滞納していないこと。

● 提出書類 ②について

- ・計画承認申請書(様式第1号)
 - ・補助対象費が計算できる書類(見積書等)
 - ・建物及び土地の位置図並びに現況写真
- ※承認前に事業に着手する時は、その旨を記載

● 提出書類 ③について

- ・補助金交付申請書(様式第3号)
- ・工事契約書の写し
- ・申請者世帯全員の納税証明書又は非課税証明書

● 提出書類 ⑤について

- ・事業完了届(様式第5号)
- ・着工前、完成写真(同アングル撮影)

● 提出書類 ⑥について

- ・空き家等情報登録申込書
(空き家等情報提供制度取扱要綱様式第1号)

● 提出書類 ⑦について

- ・実績報告書(様式第6号)
- ・補助金請求書(様式第7号)
- ・収支計算書(支払い状況がわかる書面の写し)

※以下の場合において、補助金の交付決定の取消し、又は補助金の返還となります。

- (1) 偽りその他不正な手段により申請し交付を受けたとき。
- (2) 解体後の空き地の維持管理を放棄、不当に空き家等情報登録取消届を提出したとき。